

社会福祉法人にりん草
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にりん草（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員・役員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給できるものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 評議員が評議員会に出席したとき、評議員会出席以外の日において理事長の命を受けて法人の運営のために業務にあたった場合は、別表に定める報酬を支払うことができる。

2 理事長が理事会に出席したとき、理事会出席以外の日において法人の運営のために業務にあたった場合は、別表に定める報酬を支払うことができる。

3 理事が理事会に出席したとき、理事会出席以外の日において理事長の命を受けて法人の運営のために業務にあたった場合は、別表に定める報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会・評議員会に出席したとき、理事会・評議員会出席以外の日において理事長の命を受けて法人の運営のために業務にあたった場合は、別表に定める報酬を支払うことができる。

5 監事が法人および事業等の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表に定める報酬を支払うことができる。この場合、年間総額10万円の範囲内とする。

(報酬支払方法)

第5条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第6条 評議員・役員が法人業務のため出張する場合の費用は、法人の旅費規程により支給す

ることができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年5月1日より施行する。

別表1

| 名 称 | 報 酬 |
|-----------------------|------------------------------|
| 評議員 評議員会出席・法人業務 | 日額 5,000円 |
| 理事長 理事会出席・法人業務 | 日額 10,000円 |
| 理事 理事会出席・法人業務 | 日額 5,000円 |
| 監事 理事会・評議員会出席・法人業務 | 日額 5,000円 |
| 監事監査指導報酬等 | 有資格者※ 20,000円 その他 10,000円 |

※有資格者とは、公認会計士・税理士をいう。